

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙「みらい」  
NO. 4624  
26年2月24日(火)  
Tel・Fax 095-828-1953  
文責 支部書記長

# 誰も納得していない 減区試行強行

おはようございます。

明日、25日(水)から27日(金)までの3日間、集配部では「減区試行」が実施されます。

減区と一言にいいますが、通配区が5区の班だと、通常5人で40時間(5人×8時間)かかる仕事を、4人で行うのだから1人当たり10時間となり、通常より2時間分多い仕事量となります。配達エリアは20%以上広がりますが、社員全員が配達可能なことでしょうか。

先週火曜日の未来(No.4622)に減区の際の問題点を掲載しましたが、問題点が解消できたとは思いません。このまま問題を多く抱えたままで見切り発車されては社員がたまりません。減区試行3日間は雨天予報の上、タウンメールもあります。

支部としては、今回は中止し、社員に丁寧に説明し準備を行った後、実施するかどうか検討すべきだと考えます。

## 社員への説明は

明日に迫った「減区の試行」に関して長中局は一般社員に対して説明はしつかり行ったのでしょうか。要員配置や通区はできているでしょうか。「減区」だけが一人歩きして、ちゃんとした説明が不足しているように感じます。前回、指摘した問題点は以下のようなものですが解消されたでしょうか。

・なぜ急に減区の試行が行われるのか  
班長会議は13日、班員に実施の説明があったのは早い人でも15日。実施日は25、27日。この短い時間で社員が納得出来たとは思えない。

・減区する目的は  
減区試行の理由を聞いて



た社員はどのくらいいたのか。何故、減区が必要なのか、郵便物が減少しているからなのか、又は人員不足で休暇を消化できないからなのか。それとも他に理由があるのか。

・要員配置はどうなる  
通常の要員配置で物数が多ければ減区を中止、もしくは減区で浮いた人員を営業担当とするのか、又は年休で休ませるのか。

・減区パターンの配達区  
の作成は、班員は理解・納得しているのか、通区は終わっているのか。

準備期間が短いので、減区パターンの作成は班長と一部の社員だけでされている。新たに通区をしなければならなくなった社員もいれば通区を断る社員もいる。

このように問題点・疑問点は解消されず、社員に納得できる説明ができたとは言えない状況での減区試行に反対します。また社員が一番気にしていることは「減区試行」が行われた後のことです。水曜日だけの減区試行ではなく、金曜まで3日間

連続の減区試行のため、もしかしたら今後は水曜だけでなく、木曜・金曜も減区の対象かと勘繰ってしまいます。試行結果次第では、減区の本格実施はやらない可能性もゼロではありません。しかし今後の減区への不安から退職を考える社員も出てきています。「減区試行」後、早急に試行日の状況を説明すること。また本格的に「減区」が実施される可能性があるのかの説明を求めます。



## 勤務時間管理の徹底

減区試行の3日間は、特に時間前着手や昼の休憩時間の未取得などが生じないように、管理者に勤務時間管理の徹底を求めます。全社員の帰局時間をDicatも利用して把握する必要があります。帰局後休憩に入るまでに後処理や書留返納などを行えば20分はかかります。休憩を1時間取

得しているか確実な確認を求めます。この3日間は「減区」し社員に負担を強いるのだから、勤務時間管理に関して社員任せにするのではなく管理者にも負担をしてもらわなければなりません。



## 各部統一の業務指示

減区試行日は、前日大区分・道順組み立ては行わないとの話を聞いていますが、統一した指示で通配区の応援に入ること認めるのか、タウンメールの配達割合は、ゆうパックなどの兼配は、きちんとしたデータをとるのであれば各部統一した指示の徹底を求めます。様々な問題を抱えながら「減区試行」が行われます。私たち社員ができることは決して無理をせず、安全最優先で業務にあたることです。焦らず急がず業務にあたりましょう。



仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望と全員の正社員化を。

めざせ、均等待遇

なごう差別！ ユニオンは労基法裁判に勝利した！